

○財務省告示第五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までの修正対象物品の輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までの修正対象物品の輸入数量は、次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）別表第一の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法施行令別表第一の項名	輸 入 数 量
一	一〇九、八四四トン
二	一六二、八二九トン
四	〇トン
五	一七、六二四トン
六	〇トン
八	〇トン

三十三		
三十一		
二十九		
二十八		
二十七		六七、〇九〇立方メートル
二十六		二九六トン
二十五		〇トン
二十四		〇トン
二十三		〇トン
二十		〇トン
十八		〇トン
十六		〇トン
十五		〇トン
十四		〇トン
十三		四、三八五トン
十		〇トン

